

地域おこし協力隊制度の課題と展望

—山梨県北杜市の事例から—

小塩創大

HS30-0031G

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 山梨県北杜市の概要
- 第3章 白州郷牧場（郷牧）について
- 第4章 北杜市における地域おこし協力隊の活動について
- 第5章 任期終了後の活動事例
- 第6章 おわりに
- 参考文献・参考 URL、注、謝辞

1 はじめに

今日の日本では少子高齢化現象に加え、大都市圏への人口の一極集中が進行したことで地方の過疎化問題が深刻化している。これを受けて、政府や各地方自治体では移住を促進する政策や事業を実施することで、地域力の維持・強化を図ろうとしている。その代表的な例が、総務省によって2009年に創設された「地域おこし協力隊制度」である。しかし、協力隊制度に関する研究はまだ少なく、隊員個人や任期終了後の活動に関する調査は不足しているようであった。

本論の目的は、そうした情報不足を受けて、協力隊の実態を明らかにすることで制度の課題および可能性について考察するとともに、協力隊の活動の場となっている過疎地域の展望を描くことにある。したがって、以前から縁のあった山梨県北杜市を訪れ、筆者の知人およびその紹介で知り合った3名の元協力隊員に対して質的調査を行い、調査によって得られた情報を用いて研究を行うこととする。

2 先行研究の整理

祖田（2000）は、農業・農村の役割を3つに整理している。すなわち、①経済的役割、②生

態環境的役割、③社会的・文化的（生活）役割がそれである。

さらに、農業・農村の存在価値について、大内（1990）は、①食糧安保、②雇用、③環境保全、④歴史的展望の4つを挙げている。したがって、2人の論稿から農業生産および農村集落の維持・存続は、都市にいる人々の生活にも大きく影響しているということが明らかになった。

協力隊制度の導入による地域への影響については、石川（2020）の研究がある。要約すると、協力隊に過大な期待がなされると、むしろマイナスに働く可能性があるとしている。協力隊制度においては、各自治体の判断で隊員の活動内容を決定できるため、当該地域が抱える特殊な課題への尽力を外部から訪れる隊員に期待しがちである。しかし、限られた時間で地域特有の課題を解決することは極めて困難である。

正岡（2018）は、協力隊員について想定される課題について述べている。まとめると、①一定数の隊員は活動地に対する思いが希薄で、就職（転職）感覚で応募・着任している、②在任中における隊員と地域関係者（地方自治体も含む）との関係不良の報告が多い、③多自然居住地域での就業は、他地域に比べてハードルが高い、④Iターン者はU・Jターン者に比べて任期終了後に他地域に転出しやすい、ということが明らかになった。

3 地域おこし協力隊制度について

総務省が発表している要綱の趣旨を要約すると、以下ようになる。地域おこし協力隊制度については「人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を担い手として積極的に誘致し、定住・定着を図ることで都市

住民の離都向村志向や地域社会への貢献というニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組」であるとしている。

また、事業概要については「地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う」としている。

4 事例紹介～山梨県北杜市の協力隊～

4.1 協力隊に志望した経緯

志望経緯については、3名とも山梨県に縁があり、内2名は北杜市白州町との関係、1名は南都留郡忍野村の出身であった。さらに、3名とも協力隊の活動以外で当該地域に移住する目的があるという点が共通していた。2名は白州町で行っている自然体験学校（キララの学校）の運営および活動の継続、1名は子供の教育方針と自身の生きていく力を養うという目的を持って、北杜市の協力隊に応募・着任している。

4.2 任期中・任期終了後の活動

任期中の活動については、3名とも農業地域おこし協力隊として各支援機関に赴任し、有機農産物の栽培、養鶏、林業、畑の補助管理、支援機関のイベント企画等、活動内容は多岐にわたる。3年間の任期終了後は、2名は共同で起業して自然体験学校とキャンプ場の運営、畑作、林業サービスを行い、1名は任期中のプロジェクトを継続・事業化し、野菜の宅配事業をメインに、それぞれ北杜市で活動している。

4.3 協力隊制度における北杜市の課題

北杜市の課題について、3名から出た意見をまとめると、以下のようになる。すなわち、①協力隊の活動費（経費）、②制度の理解度、③各

地区で異なる特徴、④協力隊の住居、⑤指導者不在、⑥行政（地方自治体）の制度利用、⑦地域住民における当事者意識の欠落、⑧協力隊の存在意義、がそれである。

5 考察

調査の結果から、協力隊の任期終了後に当該地域に残って活動をしている隊員の条件として、以下のことが言える。すなわち、(a.) 当該地域に縁がある、(b.) 協力隊の活動以外に当該地域に移住する目的がある、(c.) 移住目的で制度を利用している、(d.) 自主的に行動することができる、

(e.) 任期中に縦か横、もしくは両方の繋がりを構築している、の5つがそれである。協力隊として当該地域を訪れる人物が、これらの条件に該当していればいるほど、任期中および任期終了後の隊員の活動に期待ができる。

また、制度の課題に対する解決案として、各地域・各市町村・各都道府県・各企業等、一定単位でまとまった組織による政策が必要であると言える。ただし、政策の主導には2つのパターンが考えられる。1つは、各都道府県単位での活動を各市町村・各地域へ、上から下に推進する政策である。もう1つは、各地域・各市町村単位での活動を、各都道府県を巻き込むようにして下から上に推進する政策である。前者は金銭面や活動範囲にある程度の規模が期待できるが、後者のように細かい状況に対応し足元から地域を支えることはできない。いずれにせよ、過疎地域は何らかの行動を起こさない限り、地域の未来は先細りであるということを、常に頭に入れておかねばならない。

6 参考文献

- 石川, 2020, 「『地域おこし協力隊』は地方創生につながるのか」『専修商学論集』110巻, 1-17.
- 大内, 1990, 『農業の基本的価値』家の光協会.
- 祖田, 2000, 『農学原論』岩波書店.
- 正岡, 2018, 「地域おこし協力隊の現状と課題」『高松大学研究紀要』69巻, 1-11.